

パソコンの処分方法について

不要となった家庭用パソコンは、パソコンメーカー・一部家電量販店・国の認定を受けた事業者が回収し、部品などを再資源化することになっています(平成15年10月1日施行「資源有効利用促進法」)。

リサイクル対象品

デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶・CRTディスプレイ(一体型を含む)

処分方法

【メーカーに処分を依頼する方法】

PCリサイクルマークがついている製品の場合

- ①パソコンメーカーに申し込みます。
- ②メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。
- ③パソコンを簡易梱包し、伝票を添付します。
- ④郵便局に持ち込むか戸口集荷を依頼します。(郵送料の支払い不要)
- ⑤リサイクルされます。

PCリサイクルマークがついていない製品の場合 (平成15年9月30日以前に販売されたパソコンなど)

市役所生活環境課にお問い合わせください。

自作パソコンやメーカーが倒産したなど上記以外の場合

パソコン3R推進協会が回収します。PCリサイクルマークがついたパソコンであっても、回収再資源化料金(リサイクル料金)が必要になります。

※一般社団法人パソコン3R推進協会
(TEL03-5282-7685、ホームページ<https://www.pc3r.jp/>)

【一部家電量販店に処分を依頼する方法】

ノジマイオンタウン守谷店(TEL 0297-21-0701)、ヤマダ電機 テックランドNewつくばみらい店(TEL 0297-38-8771)などで対応しています。

【認定事業者に処分を依頼する方法】

市では、小型家電リサイクル法に基づく国の認定を受けた事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定を結んでおります。お申込み方法、詳細は、リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページでご確認してください。(https://www.renet.jp/)

資源ごみ回収報奨金交付制度について

市では、資源物を回収した団体(子ども会、自治会、PTA、その他各種団体)に対し、回収重量1kgにつき5円の報奨金を交付しています。

《対象団体》子ども会、自治会、PTA、その他各種団体

《回収品目》新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、飲料用紙パック、
空き缶・ビン、古着・古布類、ペットボトル

《実施回数》年度内3回以上 ※日程は団体で決める

《報奨金額》回収重量(1kg)×5円 ※10円未満の端数は切り捨て

《報奨金交付》年1回口座振込み

《新規団体の登録》団体届出書を市役所生活環境課に提出(届出書などは生活環境課窓口に用意)

※登録後、年度内に3回以上実施してください。

お問い合わせ / 守谷市役所生活環境課 ☎45-1111